

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議
条例等の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和5年8月30日提出 **令和5年10月5日可決**

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議
条例等の一部を改正する条例

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議条例（平成26年東村山市条例第2号）等の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 附属機関における会議の開催において、災害の発生や感染症のまん延等の状況、会議事項の内容及び性質、各委員の個別の事情などを総合的に勘案し、必要な場合にはオンライン会議システムや書面による審議等を行えるようにするほか、所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(オンライン会議システムによる会議の開催)

第8条 会長は、災害の発生や感染症のまん延等の状況、会議事項の内容及び性質、各委員の個別の事情等を総合的に勘案し、必要と認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。）による会議を開催することができる。

2 オンライン会議システムによる映像及び音声（当該映像が正常に送受信されない場合にあっては、音声）の送受信により認識される委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

(会議の特例)

第9条 会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、対面及びオンライン会議システムによる会議の開催が困難又は不適當であると認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことができる。

2 前項の規定により意見又は賛否を表明した委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

(東村山市立図書館協議会設置条例の一部改正)

第18条 東村山市立図書館協議会設置条例（昭和49年東村山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(オンライン会議システムによる会議の開催)

第7条 会長は、災害の発生や感染症のまん延等の状況、会議事項の内容及び性質、各委員の個別の事情等を総合的に勘案し、必要と認める場合にお

いて、委員の過半数の同意を得たときは、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。）による会議を開催することができる。

- 2 オンライン会議システムによる映像及び音声（当該映像が正常に送受信されない場合にあつては、音声）の送受信により認識される委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

（会議の特例）

第8条 会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、対面及びオンライン会議システムによる会議の開催が困難又は不適當であると認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことができる。

- 2 前項の規定により意見又は賛否を表明した委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

（東村山市立公民館運営審議会条例の一部改正）

第19条 東村山市立公民館運営審議会条例（昭和55年東村山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（オンライン会議システムによる会議の開催）

第7条 会長は、災害の発生や感染症のまん延等の状況、会議事項の内容及び性質、各委員の個別の事情等を総合的に勘案し、必要と認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。）による会議を開催することができる。

- 2 オンライン会議システムによる映像及び音声（当該映像が正常に送受信